

甲府市議会基本条例（案）に対する市民意見と本市議会の考え方

No.	意見	本市議会の考え方
1	<p>約6割の有権者が政治に関心がない状態で今更本条例を作る必要があるのか。</p> <p>そもそも本条例案には、すでに存在する甲府市の条例と被っている箇所があること（※）や、ありきたりな言葉を用いてあたかも市民目線であるかのような錯覚を覚えさせる文言が多い。</p> <p>明治22年甲府市制施行から現在に至るまで、数々の先人が行政や議会においてご尽力されてきた。今までの慣習・慣例において議会が運営されてきた歴史を見れば、殊更に条例を新たに作らずとも何ら議会運営に支障はないはずだ。</p> <p>（※）例：自治基本条例、甲府市議会議員政治倫理規程、甲府市議会議会局設置条例など</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>これらの改正を行い、本条例案は賄えるのではないだろうか。</p>	<p>ご指摘いただきましたように、議会は創設以来の先例を積み重ね、それを時代とともに変化させながら運営してきております。今回、議会基本条例を制定するのは、市民とともに歩む議会をより明確にするため、先例を積み重ねてきた議会運営のルールを条例として規定することで、議会の透明性を高めたいと考えたからです。同時に、議会の機能強化や二代表制のもと市長等との善政競争を活性化させる内容を規定し、市制施行から培ってきた議会運営を更に進化できるよう規定いたしました。</p> <p>また、甲府市議会基本条例を制定し、議会から率先して市民とともに歩む姿勢を示すことで、より多くの有権者の皆様が少しでも政治に関心を持っていただけるよう期待しています。</p> <p>最後に、ご指摘いただきました他の条例等との関わりについて回答いたします。</p> <p>甲府市自治基本条例は、制定する際に寄せられたパブリックコメントに回答する形で議会基本条例制定の方向性を示しており、また、甲府市議会基本条例も第1条で甲府市自治基本条例の規定を踏まえることを明記していることから、二代表制の考え方のもと、両条例は共に住民自治及び市民福祉の向上を目指し合う関係にあると言えます。</p>

No.	意見	本市議会の考え方
		<p>なお、甲府市議会議員政治倫理規定は甲府市議会基本条例第3条第3号で参照し、甲府市議会議会局設置条例につきましては、廃止していく予定です。</p>
2	<p>全体を読ませていただきましたが、市民からすれば、当たり前のことが書いてあるだけにしか思えません。甲府市議会らしさはどこを読めば出てくるのでしょうか？</p> <p>議会の基本条例というのは、市民の為でなく、市議会議員の皆様が（いい方は申し訳ありませんが）いい加減にやってきたことを反省して、これからはこのようにやりますという宣言なのか、市民向けにパフォーマンスをしているだけなのかよくわかりません。</p> <p>チェック機能もなく、執行部提案に否認、修正もない甲府市議会</p> <p>100%可決する甲府市議会 議会二院制など微塵も感じられません。</p> <p>議員提案は議員削減くらいで、殆ど意見書のようなものだし。</p> <p>質問も、役人が考え、原稿を書き、答えまで書いていただくという恵まれた先生方が殆ど。</p> <p>等々、</p> <p>また、例えば、カレーで街づくりを質問した議員は、言っぱなし、言った事には責任を持ってと言いたい。無責任</p>	<p>ご指摘の甲府市議会基本条例の特徴ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が提出する議案の審議を通じて、総合計画の目標に照らし合わせて効果を検証、提言し、これらを循環して取り組む議会政策サイクルを規定したこと（第16条第1項） ・市民意見を政策提案の起点として、議会政策サイクルで検討する旨を規定したこと（第8条、第9条、第16条第2項） ・市民意見を起点とした政策サイクルを動かす組織として広聴広報委員会を設置する旨を規定したこと（第10条） ・議長及び副議長の選出を立候補制としたこと（第17条） ・常任委員会における所管事務調査及び政策研究の結果を議会に報告する旨を規定したこと（第18条第4項） ・委員会代表質問制を規定したこと（第18条第5項） ・たゆまない議会改革として、議会運営に係る不断の評価と改善を議会運営委員会の責務として行っていく旨を規定したこと（第22条） <p>などをあげることができます。</p>

No.	意見	本市議会の考え方
	<p>な議員と言っても何にもしない議員よりよっぽど言うだけかもしれません。</p> <p>また、何処かのシンクタンクにお金を使い、提案してきたものだとすれば、こんなバカバカしい事はないと思います。議員条令でなく、丸投げ条令ですか？</p> <p>本当は、議員一人一人が全国の例を勉強して、出してきた案だと信じたい気持ちですが、これを読む限り、甲府市議会議員の知恵と英知の結晶とはとても思えません。それとも、全国の素晴らしい議会を視察にでも行ったのでしょうか？行ったならば、この議会はこんなことをしており参考にしている等々を教えてください。</p> <p>市民は、美辞麗句だらけのものにはまったく期待はしていません。</p> <p>ここまで書くと、ムカついてくるとと思いますが、お！議会は変わったなあと市民に思わせる方法はいろいろあると思います。</p> <p>それは、同時に市議会行動計画なるものを市民に提示する事です。</p> <p>それは、条例を決めてからだという話かもしれませんが、そんな話は市民はだれも信用しません。</p> <p>例えば、</p> <p>議会開催後、何日あとには、議会説明会を開催しますという約束</p> <p>議会、委員会の議事録は、20日後には公開しますとい</p>	<p>また、その他のご指摘についての回答は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条で規定した議員の活動原則は、現状の議員の活動状況を条文化したものであり、これまでもこれから市民福祉の向上に寄与できるよう、合議制の機関である議会の構成員としての使命を果たしてまいります。 ・甲府市議会基本条例の制定に向けては、早稲田大学マニフェスト研究所にアドバイザーとして関わっていただきましたが、条文を検討するにあたり、令和2年9月11日から令和3年5月31日までに18回の議会基本条例特別委員会、2回の全員協議会を開催する中で、特別委員会においてはほぼすべての会議をワークショップ形式とし、議員間の討議を重ねる中で議員自ら意見を出す形で取りまとめてきました。まさに私たち甲府市議会が自らつくった議会基本条例となります。 ・本会議の中継はNNS（日本ネットワークサービス／10ch）の他、甲府市議会ホームページでもご覧いただけます。また甲府市議会ホームページでは過去のアーカイブ映像もご覧いただけるようになっております。

No.	意見	本市議会の考え方
	<p>う約束 議会と委員会は、ユーチューブで3日後よりいつでも見られますという約束 市民の声を聞く会を、こういった形で、年〇〇会開催しますという約束 等々、現場にいる皆様の方が情報をお持ちですので、もっといい約束案が創れると思います。 市民との具体的約束をしてください。そうすれば、市民も皆様に近づけると思いますし、理解も進むと思います。</p>	
3	<p>インターネットやSNSを通じて意見交換や、決定等が出来れば新しい時代に対応できると思います。</p>	<p>本条例案が制定され、運用していくにあたっての参考とさせていただきます。</p>